第４次アクションプラン　施策ごとの取組結果について

資料２

◇主要施策◇

1　安全・安心な消費生活の確保

消費者が安全・安心な消費生活を送るため、関係法令に基づく立入検査や行政指導等を継続的に実施し、商品・サービスによる事故やトラブルを未然に防止します。
また、各種法令等に違反する悪質な事業者に対しては、指導・処分を行うとともに、事業者名の公表を含めた厳正な対応により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

(1)商品・サービスの安全性の確保

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費生活用製品の安全性の確保	生活文化課	特定製品（乳幼児用ベッドや家庭用圧力なべなど）による事故を未然に防止するため、市町村と連携しながら、消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。	・消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査件数：168件	・市町村と連携しながら、消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進した。 ・今後も引き続き、市町村と連携して販売店への立入検査を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止及び利益の保護に努めていく。	継続
イ	商品に関する苦情への対応	消費生活センター	商品トラブルの原因究明を図るため、国民生活センターやNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と連携した商品テストを実施します。	・国民生活センター及び製品評価技術基盤機構（NITE）と連携した商品テストを含む実施件数：0件	R4、R5は1件ずつ国民生活センターへ商品テストを依頼をした。R6以降依頼はしていないが、相談員へ製品の情報を提供するなど連携を取ることで、苦情の解決を図ることができた。	継続

(2)規格・表示の適正化

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	家庭用品の品質表示の適正化	生活文化課	繊維製品などの品質表示の適正化を図るため、市町村と連携しながら、家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。	・家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査件数：205件	・市町村と連携しながら、家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進した。 ・今後も引き続き、市町村と連携して販売店への立入検査を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止及び利益の保護に努めていく。	継続
イ	虚偽又は誇大な広告・表示等による不当な勧誘行為の防止	生活文化課	消費者の適切な選択機会を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査及び違反事業者に対する行政指導・処分を行います。	・景品表示法に基づく違反事業者への行政指導件数 措置命令：0件 指導：5件	・計画期間中は、主に優良誤認表示、有利誤認表示などの不当表示に対して是正指導を行った。ステマやおとり広告への指導も実施した。	変更 「不当な景品類及び表示による不当な顧客誘引の防止」

(3)事業者指導の実施

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	事業者指導の実施	生活文化課	特定商取引法など関係法令に違反する事業者の指導を行う専任職員を生活文化課に配置し、関係部署と連携しながら消費者被害の把握や違反事業者に対する行政指導・処分を行います。	・特定商取引法に基づく事業者への行政指導件数 処分:0件、指導:4件 ・景品表示法に基づく事業者への行政指導件数(再掲) 措置命令:0件、指導:5件	・特定商取引法では、自宅屋根や給湯器、分電盤等の点検商法など、訪問販売における悪質な事例が増加し、行政指導を実施した。 ・景品表示法では優良誤認表示、有利誤認表示などの不当表示に対して是正指導を行った。	継続
イ	他の都道府県との連携強化	生活文化課	複数の都道府県にわたって消費者被害に関する相談が寄せられている事業者に対しては、他の都道府県と連携・協力し、効果的な事業者指導を実施します。	・他の都道府県と連携した事業者指導件数:0件	・栃木県、群馬県、埼玉県とは北関東四県悪質事業者対策会議を開催し、情報交換や合同指導等を実施した。 ・その他、東京都、千葉県、神奈川県等の近隣県とも情報共有や合同指導等を実施した。	継続
ウ	事業者名の公表等	生活文化課	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質な事業者については、事業者名の公表を含めた厳正な行政処分を行います。	・行政処分を受けた事業者名の公表件数:0件	計画期間中は事業者名の公表を伴う行政処分を実施しなかったため、事業者名の公表の実績はなかった。今後は必要に応じて行政処分の実施も検討していく。	削除 「事業者指導・処分(事業者名公表)の実施」に統合

(4)消費者志向経営の推進

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費者志向経営の推進	生活文化課	消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進するため、事業者と消費者、行政等が連携した取組を推進します。	・県内の消費者志向経営自主宣言事業者数:8社 (R8.5月末時点)	・消費者志向経営の推進のために、周知啓発や講演動画の活用等により基盤整備を進めることができた。 ・引き続き、事業者団体等に対し、消費者庁の取組の紹介や事業者への説明など、取組事業者の増加を目指す。	継続

2 消費者被害の未然防止・救済

新たな商品・サービスや取引形態の登場に伴い消費者問題が多様化・複雑化する中で、消費者被害の未然防止と救済に向けた対応がますます重要となっています。
現在、県内すべての市町村に消費生活相談窓口が設置され、住民の身近な相談窓口として相談に応じるとともに、被害防止のための啓発活動を行っています。県と市町村が各々の役割をさらに充実強化し、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害に遭ったすべての消費者が迅速に救済される体制を整備していきます。

(1)消費者被害の未然防止

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費者被害情報等の収集・発信	生活文化課 消費生活センター	県内の消費者被害情報のほか、消費者庁や他の都道府県との情報交換により、消費者被害情報や製品事故情報等を把握し、消費者へ迅速に情報を発信します。	○各種媒体を活用した情報発信回数 ・メールマガジン:25回 ・ラジオ放送:111回 ・SNS(X等):214回	・県内外の消費者被害や製品事故情報を収集し、メールやラジオ、SNS等多様な媒体を活用して継続的に発信し、迅速な情報提供体制の維持・強化に努めた。引き続き、各種媒体を効果的に活用し、緊急性の高い情報の速やかな共有に取り組む。	継続
イ	消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	自治会や高齢者団体、学校、企業などに消費者教育講師等を派遣し、ライフステージに応じた消費生活に関する知識や情報を提供します。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数:5,876名(派遣回数82回)	「いばらきくらしのセミナー」として計画期間中に自治会や高齢者団体、学校、企業などへ消費者教育講師を派遣し、各ライフステージに応じた消費生活に関する知識や情報を提供した。	継続

(2)消費生活相談体制の充実

①県消費生活センターの機能充実

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	高度で専門的な相談への対応	消費生活センター	弁護士や一級建築士、情報通信サービスの専門家との連携により、金融取引や住宅リフォーム、インターネット関係など専門知識を必要とする消費生活相談への対応を行います。	・法律的運用、解釈に関する法律相談(月2回):79件 ・建築物の設計、構造に関する相談(月1回):5件 ・デジタルコンテンツやインターネットに関する相談・研修(年4回):相談4件、研修参加者280名	弁護士、一級建築士等の専門家との連携により、法律、建築、デジタルサービス等の高度で専門的な知識を必要とする消費生活相談についても適切に対応することができた。	削除 (外部の無料専門相談窓口の活用)
イ	消費生活相談あっせんの実施	消費生活センター	多様化・複雑化する消費生活相談の早期解決を図るため、消費者自身による解決が困難な事案については、消費生活センターが公正・中立な立場で相談者と事業者の間に立ち、問題解決へのあっせんを実施します。	県及び市町村合計　県 消費生活相談件数(苦情相談)　24,661件　6,423件 ・うちあっせん件数　3,076件　444件 (相談件数に対する割合)　(12.5%)　(6.9%) ・うち解決に至った件数　2,789件　385件 (あっせんによる解決率)　(90.7%)　(86.7%) ※令和8年5月25日現在でPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)に登録されている令和7年度の数値	消費者自身による解決が困難な事案について、県及び市町村の消費生活センターが公正・中立な立場で相談者と事業者の間に立ってあっせんを行い、そのうち多くの事案を解決に導いた。	継続
ウ	消費生活センターの周知	生活文化課 消費生活センター	相談窓口の利活用を促進するため、広報誌・ラジオ等の広報媒体を活用し、消費生活センター及び消費者ホットライン「188(嫌や！(イヤヤ！))番」の周知を図ります。	・ラジオ放送やSNS等を活用した周知を実施。 ・消費者ホットラインの認知度(名前、番号、相談内容のいずれか):45.1%(R7) ・消費生活センターの認知度(国、県、市町村のいずれか):54.2%(R7) (R7年度ネットリサーチより)	ラジオやSNS等、各種広報媒体を活用し、消費生活センター及び消費者ホットライン「188」の周知を図ることができた。	変更 「消費生活センター・消費者ホットラインの周知」

②市町村消費生活相談体制充実への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	茨城県消費者行政強化交付金等の活用	生活文化課	迅速かつ円滑な相談処理や効果的な啓発事業が行えるよう、茨城県消費者行政強化交付金等を活用し、相談窓口開設日の拡充や消費生活相談員の資質向上など市町村相談体制の充実を支援します。	・市町村への事業費補助額（県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金）：28,554,215円（38市町村）（R7決算）	・茨城県消費者行政強化交付金等を活用し、市町村における消費者行政を支援することができた。 ・引き続き、身近な相談体制維持のため、交付金活用を市町村に対して呼び掛けていく。	継続
イ	県消費生活相談員による支援	消費生活センター	市町村の相談処理が迅速かつ円滑に行えるよう、県消費生活相談員が、巡回指導や電話相談による技術的支援・共同処理を行います。	・県消費生活センターへの消費生活相談員の配置：11名（うち指定消費生活相談員：6名） ・県消費生活相談員による市町村への技術的支援の実施数 経由相談：506回 情報交換（個別）：25回（25市町村）	市町村の相談員が受けた個別の相談について、県の指定消費生活相談員が電話により技術的な助言（年間500～800回）を行ったほか、巡回訪問やオンライン通信により個別に情報交換を行うなどにより、市町村の適切な消費生活相談処理を支援した。	継続
ウ	市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施	消費生活センター	市町村消費生活相談員の相談能力の向上や課題解決等のため、実務研修や新任相談員研修等を実施します。	・市町村相談員を対象とする実務的研修会の実施数 実務研修会：3回（64人） 新任消費生活相談員研修：4回（40人）	県消費者行政担当職員及び相談員によるオンラインでの講義や、県・市町村の相談員による事例検討、情報交換等の集合研修を毎年継続的に実施し、市町村相談員の相談実務能力の向上を支援した。	継続

③弁護士等と連携した相談の実施

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	高度で専門的な相談への対応（再掲）	消費生活センター	弁護士や一級建築士、情報通信サービスの専門家との連携により、金融取引や住宅リフォーム、インターネット関係など専門知識を必要とする消費生活相談への対応を行います。（再掲）	・法律的運用、解釈に関する法律相談（月2回）：79件 ・建築物の設計、構造に関する相談（月1回）：5件 ・デジタルコンテンツやインターネットに関する相談・研修（年4回）：相談4件、研修参加者280名	弁護士、一級建築士等の専門家との連携により、法律、建築、デジタルサービス等の高度で専門的な知識を必要とする消費生活相談についても適切に対応することができた。	削除 （外部の無料専門相談窓口の活用）
イ	弁護士による法律アドバイスの実施	消費生活センター	弁護士会との連携により、弁護士が県及び市町村の消費生活相談員からの照会に対して、随時、法律的なアドバイスを行います。	・弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数：89件	県及び市町村の消費生活相談員からの照会に対して、担当弁護士から迅速かつ的確な助言をいただき、法的な要素を含む相談の適切な処理に役立った。	継続

④広域的な消費生活相談体制整備への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	広域的な消費生活相談体制整備への支援	生活文化課	消費生活相談窓口開設日の少ない市町村に対して、開設日の拡充を働きかけるとともに、開設日の少ない市町村同士が連携し、相談窓口の相互利用などを行う、広域的な相談体制の整備を支援します。	・相談受付率の高い8市町を対象に相談体制について調査を行ったうえでその結果を全市町村に共有することにより、交付金を活用した広報、相談員のスキルアップ等の相談体制の整備を積極的に実施するよう依頼 ＜5町の平均相談受付率＞ R6：36.6％→R7:39.4%	・消費生活相談窓口開設日の少ない市町村に相談員のスキルアップに向けた助言や相談窓口の周知広報、相談受付体制の強化に向けた働きかけ等を行った。 ・引き続き、消費生活相談窓口開設日の少ない市町村をはじめとする全市町村に対して、住民が身近な相談窓口で相談できる体制の整備を支援していく。	継続

⑤消費生活相談員等の育成

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	弁護士による法律アドバイスの実施（再掲）	消費生活センター	弁護士会との連携により、弁護士が県及び市町村の消費生活相談員からの照会に対して、随時、法律的なアドバイスを行います。（再掲）	・弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数：89件（再掲）	県及び市町村の消費生活相談員からの照会に対して、担当弁護士から迅速かつ的確な助言をいただき、法的な要素を含む相談の適切な処理に役立った。	継続
イ	消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催	消費生活センター	消費生活相談員の相談対応能力の向上を図るため、少人数による最新の消費者問題に関する事例研究や、専門家を講師とした専門分野別研修などを行います。	・レベルアップ研修会（少人数での相談事例研修会）：27名（1回） ・スキルアップ研修会（専門家を講師とした専門分野別研修会）：311名（4回）	毎年、多くの市町村消費生活相談員等が研修を受講し、様々な専門分野についての知識を深め、また、実践的な事例研究や相談員同士の情報交換・意見交換を活発に行い、相談対応能力の向上に役立った。	変更 「消費生活相談員向け研修の充実」

(3)消費者問題の早期解決

①市町村との連絡体制の強化

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	市町村との連絡体制の強化	生活文化課 消費生活センター	市町村での解決が著しく困難な事案や、複数自治体に及ぶ広域的な事案等については、県消費生活センターと共同処理できるよう相互の連絡体制を強化します。	・市町村センターからの経由相談や、県センターが行っている各市町村センターとの個別情報交換を通して、市町村センターが直面している事案を共有し、相談対応への助言・指導を実施 ・その他、広域的な事案となるおそれのある相談については、市町村センターからの情報を基に、緊急情報として県センターから全市町村に発信 ・R7実績　経由相談:506回、情報交換会:25回、緊急情報発信:6回	市町村での解決が困難な相談への電話による助言や、オンライン等による各市町村相談員との密な情報交換、広域的な事案の全市町村との共有・注意喚起等を継続してきたことにより、県センターと市町村センターとの相互の連携・協力が強化されている。	継続

②消費生活審議会あっせん・調停制度の活用

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費生活審議会あっせん・調停制度の活用	生活文化課 消費生活センター	消費生活センターでの解決が著しく困難な事案については、消費生活審議会の「あっせん・調停制度」を活用することにより、消費者問題の早期解決を図ります。	・消費生活審議会あっせん・調停制度の活用:0件	計画期間中には、あっせん・調停の申請はなかった。	継続
イ	訴訟提起者への支援	生活文化課	消費生活審議会における「あっせん・調停」が不調となった事案で、一定の要件を満たすものについて、訴訟費用の貸付など必要な支援を行います。	・該当なし	計画期間中には、該当事案はなかった。	継続

③裁判外紛争処理機関等との連携

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	裁判外紛争処理機関等との連携	生活文化課 消費生活センター	特に専門的な知識が必要となる事案については、製品分野別裁判外紛争処理機関(ADR)や関係機関が設置する各種相談窓口等と連携を図り、消費者問題の早期解決に努めます。	・裁判外紛争処理機関(ADR)との連携実績:該当事案なし ・相談開始時において法的な相談を要すると判断した事案への対応 　法テラス茨城を紹介:127件 ・事業者からの相談事案への対応 　ひまわりほっとダイヤルを紹介:191件 　茨城労働局や中小企業基盤整備機構を紹介:16件 ※1件の相談で複数機関に紹介したケースは、それぞれ1件として計上	法的な相談を要すると判断した事案や、事業者からの相談事案については、法テラスやひまわりほっとダイヤルなどの専門の相談窓口と速やかに連携して、問題の早期解決に努めた。	継続

3 消費者の自立の支援

**商品・サービスの選択肢の広がりなどによって、消費者は便利で快適な生活を享受できる一方、その選択に対する自己責任が求められます。
このため、消費者一人ひとりが適正な判断や対応を行うことができる「消費者力」を養い、自立した消費者として適切に行動するとともに、「消費者市民社会」の形成に参画できるよう支援を行う必要があります。
そこで、幼児期から高齢期までの生涯にわたって、お金の大切さやクーリングオフ制度など消費生活に関する学習の機会を提供し、学校・地域・家庭・職場など様々な場での消費者教育を総合的に推進します。**

(1)消費者ニーズの把握

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	生活文化課	消費者政策など重要事項を決定する際には、消費生活審議会での審議や消費者団体への意見照会、パブリックコメント等を実施し、消費者からのニーズを政策に反映するよう努めます。	・消費生活審議会の開催回数:3回(R7.7.14、R7.10.1、R8.3.2) ・消費者団体、生活協同組合等との意見交換:随時実施 ・政党・団体からの政策要望に対する対応:随時実施	・消費生活審議会においては、アクションプランの進捗状況や消費生活相談状況について意見聴取するとともに、第5次アクションプラン策定に関してご審議いただいた。 ・各種団体からも随時、意見・要望等をいただき、施策に反映するよう努めた。	継続
イ	県民からの意見の把握	生活文化課	県政モニター制度や住民提案等で寄せられた県民(消費者)からの意見を検討し、消費者政策に反映するよう努めます。	住民提案や県民相談等で寄せられた県民(消費者)からの意見を検討し、消費者施策に反映するよう努めた。	引き続き、住民提案や県民相談等で寄せられた県民(消費者)からの意見を検討し、消費者施策に反映するよう努めていく。	継続

(2)消費者への情報発信

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	各種広報媒体を通じた情報発信	生活文化課 消費生活センター	消費者被害や製品事故等について、ラジオ・広報誌・ホームページ・メールマガジン等多様な媒体を活用し、消費者への迅速な情報提供を行います。	○各種媒体を活用した情報発信回数 ・メールマガジン:23回 ・ラジオ放送:111回 ・SNS(X等):214回 ・県消費生活センターHPの更新回数:57回、アクセス回数:130,231回 ・緊急情報の発信:6回 ・その他:40回	・県内外の消費者被害や製品事故情報を収集し、メールやラジオ、SNS等多様な媒体を活用して継続的に発信し、迅速な情報提供体制の維持・強化に努めた。引き続き、各種媒体を効果的に活用し、緊急性の高い情報の速やかな共有に取り組む。	継続
イ	報道機関への情報提供	生活文化課 消費生活センター	消費生活に重大な影響を与える問題については、報道機関へ積極的に情報提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。	・行政処分を受けた事業者名の公表件数:0件(再掲) ・消費生活審議会開催:3回 ・消費者大会開催:1回 ・高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン:1回 ・若者向け悪質商法被害防止キャンペーン:1回	報道機関への情報提供を通じ、消費者被害の未然防止・拡大防止に継続的に取り組んだ。今後は多様な媒体を活用した情報発信との連携により、効果的な周知の推進が図る。	削除 「各種広報媒体を通じた情報発信」に包含

(3)消費者教育の充実強化

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	教職員研修等の充実	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 私学振興室 生活文化課	消費者教育関係教科の部会における指導の改善・充実を図るとともに、教職員に対して、実践的・体験的な学習活動に関する研修を行い、消費者教育の理解と指導力の向上を図ります。	・茨城県小学校等教育課程連絡協議会(R7.7.29) ・茨城県中学校等教育課程連絡協議会(R7.7.30) ・令和7年度茨城県高等学校教育課程説明会(家庭)(R7.9.17) ・令和7年度教員向け消費者教育講座(オンライン) オンデマンド配信(R7.7.18～R8.3.31) 申込学校数　71校、参加者数　143名 ・令和7年度消費者教育フェスタin栃木の周知 ・「茨城県金融教育関連リンク」(教育委員会ホームページ内)により、金融教育を支援するデジタルコンテンツ等を提供(R3年度～)	・茨城県小中学校等教育課程連絡協議会、高等学校教育課程説明会の家庭科部会において、消費者教育に関する指導の改善・充実に協議することを通して、消費者教育の理解と指導力の向上に努めた。 ・児童生徒が知識を習得・活用し自立した消費者となるため、教員向けの授業研究会や研修会における実践的な授業の取組の事例報告を通して、消費者教育の理解と指導力向上を図った。 ・特別支援学校における消費者教育の充実を図るため、教員向け消費者教育講座のへの参加を呼びかけてきた。令和7年度の特別支援学校受講数は11校で受講者数は21名であった。 ・「茨城県金融教育関連リンク」により、金融教育を支援するデジタルコンテンツ等を提供した。 ・各私立学校に対し、関係課と連携して消費者教育の充実に係る教職員研修等や情報提供等を行った。 ・今後も引き続き、各学校に対し、関係課と連携して消費者教育の充実に係る教職員研修等や情報提供等を行う。	継続
イ	地域における消費者教育の充実	生活文化課 消費生活センター 生涯学習課	消費者が生涯にわたって消費生活についての学習機会を得られるよう、関係部局等が行う消費者教育に関する情報をホームページ等で提供するとともに、県生涯学習センターなどの社会教育施設で、地域における消費者教育を支援します。 また、地域において高齢者、障害者等の見守り活動等の支援が適切に行われるよう、講座の開催や情報提供等を行います。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数:5,876名(82回)(再掲) (高齢者等の見守り活動の促進) ・消費者教育啓発講座の開催(民生委員・介護職員・訪問看護職員向け/オンデマンド配信2テーマ:334回視聴) (金融広報委員会との連携) ・金融経済教育推進機構(J-FLEC)認定アドバイザーの派遣回数:68件 ※金融広報アドバイザー派遣制度は令和6年9月をもって廃止(J-FLECの講師派遣事業に一本化) ・金融経済教育研究校の指定校及び講師等の派遣:6校(小学校2校、中学校2校、高等学校2校) ・金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数 茨城県・教員のための金融教育セミナー(R7.8.27):35名 金融経済講演会(R7.10.25):64名 くらしに役立つ金融セミナー(R8.2.15):229名	・地域において高齢者、障害者等の見守り等の支援が適切に行われるよう、民生委員・介護職員・訪問看護職員向けに講座を開催し被害防止に努めた。 ・金融広報委員会との連携により、金融経済教育推進機構(J-FLEC)認定アドバイザー等の派遣や金融教育研究校の指定、教員・一般向けセミナーを継続的に実施し、消費生活における基礎知識の習得から、より専門的な金融経済教育に至るまで、幅広い教育機会を提供することができた。	継続
ウ	消費者教育講師等の派遣(再掲)	消費生活センター	自治会や高齢者団体、学校、企業などに消費者教育講師等を派遣し、ライフステージに応じた消費生活に関する知識や情報を提供します。(再掲)	・消費者教育講師派遣事業の受講者数:5,876名(派遣回数82回)(再掲)	計画期間中に自治会や高齢者団体、学校、企業などへ消費者教育講師を派遣し、各ライフステージに応じた消費生活に関する知識や情報を提供した。	継続

エ	金融教育の推進	生活文化課	消費生活と深く関係する金融や経済への理解を深めるため、茨城県金融広報委員会と連携し、金融広報アドバイザーの派遣や金融経済セミナーの開催など、金融に関する学習機会の提供に努めます。	・金融広報アドバイザーの派遣回数：68回 ・金融経済教育研究校の指定及び講師等の派遣：6校（小学校2校、中学校2校、高等学校2校） ・金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数 教員のための金融教育セミナー（R7.8.27）：35名 金融経済講演会（R7.10.25）：64名 （再掲）	・金融広報委員会と連携し、アドバイザー派遣や研修会、学校支援等を通じて学習機会の提供を着実に推進した。 ・引き続き、金融広報委員会と連携した研修会等を開催し、金融教育の充実を図るとともに、理解促進に努める。	継続 （担当課に義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を追加）
オ	いばらきエコスタイルの推進	環境政策課	職場や家庭における一人ひとりの自主的かつ積極的な地球温暖化対策の取組みをさらに進めるため、県民運動「いばらきエコスタイル」として年間を通して普及啓発を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。	・冬のCO2削減キャンペーンの実施（R7.12.1～R8.3.6） ・いばらきエコスタイルの普及啓発(パンフレット、ポスターを配布：R7.11月） ・デジタルサイネージ広告の掲載（R7.12.1～R8.2.27）	・計画期間中、毎年キャンペーンを実施し、家庭における省エネ等の取組を促進した。 ・いばらきエコスタイルの普及啓発については、キャンペーンや再生可能エネルギー導入啓発、環境問題の意識啓発等に係るパンフレットを作成・配布した。	削除 （他計画で実施）
カ	エシカル消費の普及啓発	生活文化課	人や社会、環境に配慮して消費者自ら考える消費行動であるエシカル消費を推進するため、ホームページでの情報発信やイベントでの周知等を行います。	・エシカル消費の認知度：32.4％（R7年度 県ネットモニター調査） ・特設ウェブサイト「エシカルいばらき」にて、エシカル消費に取り組む団体等を紹介（3件） ・エシカル度チェックキャンペーンをR7.7、R7.10、R7.12の計3回実施（4,147名）	・ウェブサイトでの情報発信やキャンペーン、講演会等を通じて継続的に啓発を実施し、認知度は上昇傾向を示したが、変動も見られるため取組の工夫が引き続き必要である。	継続

（4）多重債務問題への対応

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	無料法律相談会の開催	生活文化課	多重債務者の債務整理や生活再建を図るため、弁護士会等と連携し、無料法律相談会を開催します。	・弁護士会と連携した無料法律相談会の相談者数：15名（R7.11.28、12.1、12.2、12.5）	無料法律相談会では令和4年度は13名、令和5年度は14名、令和6年度は11名、令和7年度は15名の相談を受け、多重債務の解消を図った。	継続
イ	茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	生活文化課	多重債務問題の解決と未然防止を図るため、関係機関で構成する「茨城県多重債務者対策協議会」において、構成員相互の連携を強化するとともに、情報の共有化を図ります。	・茨城県多重債務者対策協議会の開催回数：－回（書面による情報共有） ・多重債務者相談強化キャンペーン（9/1～12/31）の実施。	・茨城県多重債務者対策協議会においては毎年度、「多重債務者生活再建の手引き」を作成し、消費生活相談において活用した。 ・消費生活センターに相談があった場合は、弁護士等との初回無料相談を案内した。 ・毎年度9/1から12/31の「多重債務者相談強化キャンペーン」では相談の呼びかけを行った。	継続
ウ	市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	生活文化課	税務、福祉、消費生活などの関係課で構成するネットワークにおいて情報の共有化を図ることにより、多重債務者が円滑に債務整理や生活困窮者自立支援法等を踏まえた生活再建の相談を受けられるよう、早期の体制づくりを促進します。	・税務、福祉、消費生活などの関係課で構成するネットワークにおいて情報共有を図るとともに、多重債務者が円滑に債務整理や生活困窮者自立支援法等を踏まえた生活再建の相談を受けられるよう、会議の場で市町村へ働きかけを実施	・市町村消費生活センターにおいて多重債務に関する相談を受けた場合も、弁護士等の初回無料相談を案内した。多重債務者相談強化キャンペーンにおける無料法律相談会は各市町村の消費生活センターを会場として提供していただいた。	継続

4 多様化・複雑化する消費者問題への対応

消費者問題が多様化・複雑化する中、判断力の低下等により悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や障害者、社会経験の少ない若年者のほか、県内に居住・滞在する外国人に対して、それぞれの特性に応じた支援を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止と救済を図ります。
また、情報通信機器の普及に伴い、インターネット利用に関する相談が多く寄せられている現状を踏まえ、消費者に対する学習機会の提供や情報発信とともに、相談体制の充実を図ります。

(1)消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援

①高齢者への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	高齢者クラブ等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	悪質商法やニセ電話詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、高齢者クラブ等に消費者教育講師等を派遣します。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数(高齢者):150名(6回)	悪質商法やニセ電話詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、計画期間中において高齢者クラブ等に消費者教育講師等を派遣した。	継続
イ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携	生活文化課 消費生活センター	消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者の支援を行うため、警察・消費者団体・福祉関係者・医療関係者等が連携した見守り活動の促進や情報提供等を行います。	・県内全市町村において、消費生活に関する高齢者・障がい者見守り活動を実施 ・各民間企業との包括連携協定に基づく連携事項においても、具体的な取組として消費者被害防止等のための地域の見守り活動の展開を依頼	民生委員や福祉・医療関係者等の見守りの担い手を対象に、消費者啓発講座や出前講座などにおいて、消費生活に関する基礎的な知識や消費者被害防止の対応等の情報提供ができた。	変更 「地域の実情に応じた見守り活動の充実・活性化」
ウ	成年後見制度の普及啓発	健康推進課 生活文化課	認知症などによって判断能力が十分でない高齢者を法律的に保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、普及啓発に取り組みます。	・市町村や市町村社会福祉協議会の職員等を対象とした研修会を開催:参加者(6月:80名、9月:61名、R8.1月:74名、3月:54名)	家裁等の関係機関と連携して市町村職員等を対象とした研修会等を開催し、各市町村における成年後見制度の理解を深め、利用促進に寄与した。	削除 (他計画で実施)
エ	地域包括支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課 消費生活センター	消費者被害に遭った高齢者が迅速に救済されるよう、地域包括支援センター等と連携した相談対応を行います。	・消費者教育啓発講座の開催(民生委員・介護職員・訪問看護職員向け/オンデマンド配信2テーマ:334回視聴)	地域において高齢者、障害者等の見守り等の支援が適切に行われるよう、民生委員・介護職員・訪問看護職員向けに講座を開催し被害防止に努めた。	変更 「地域の実情に応じた見守り活動の充実・活性化」

②障害者への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	障害のある児童・生徒等が自立した消費者として判断・行動できる力を養うため、特別支援学校等へ消費者教育講師等を派遣します。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数（特別支援学校）：180名（5回）	障害のある児童・生徒等が自立した消費者として判断・行動できる力を養うため、特別支援学校等へ消費者教育講師等を派遣した。	継続
イ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携（再掲）	生活文化課 消費生活センター	消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者の支援を行うため、警察・消費者団体・福祉関係者・医療関係者等が連携した見守り活動の促進や情報提供等を行います。（再掲）	・県内全市町村において、消費生活に関する高齢者・障がい者見守り活動を実施 ・各民間企業との包括連携協定に基づく連携事項においても、具体的な取組として消費者被害防止等のための地域の見守り活動の展開を依頼 （再掲）	民生委員や福祉・医療関係者等の見守りの担い手を対象に、消費者啓発講座や出前講座などにおいて、消費生活に関する基礎的な知識や消費者被害防止の対応等の情報提供ができた。	変更 「地域の実情に応じた見守り活動の充実・活性化」
ウ	成年後見制度の普及啓発	障害福祉課 生活文化課	知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない方を法律的に保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、普及啓発に取り組みます。	・成年後見制度利用支援事業を実施している市町村割合：93.2％（41市町村）	県内各市町村において実施する成年後見制度普及啓発事業について、国の補助と併せて財政支援を行うことで、制度の普及啓発を促進した。	削除 （他計画で実施）
エ	障害の特性に配慮した相談対応	消費生活センター	聴覚障害者に対する筆談やメール・ファクシミリの活用など、障害の特性に配慮した相談対応を行います。	・聴覚に障害があるなど、電話による相談が困難な相談者については、メール等による相談、筆談による来所での相談等を受け付ける体制を維持した。	聴覚に障害があるなど、電話での相談が困難な相談者については、メール等による相談、筆談による来所での相談、手話通訳者と一緒の相談が可能である旨をホームページで周知したうえで、障害の特性に応じて相談を受けられる体制を維持した。（計画期間中の当該相談対応実績無し）	継続
オ	基幹相談支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課 消費生活センター	消費者被害に遭った障害者が迅速に救済されるよう基幹相談支援センター等と連携した相談対応を行います。	・消費者教育啓発講座の開催（民生委員・介護職員・訪問看護職員向け/オンデマンド配信2テーマ：334回視聴）	地域において高齢者、障害者等の見守り等の支援が適切に行われるよう、民生委員・介護職員・訪問看護職員向けに講座を開催し被害防止に努めた。	継続

③若年者への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	学校等への消費者教育講師等の派遣等	生活文化課 消費生活センター	社会経験の少ない若年者が自立した消費者として判断・行動できる力を養うため、学校や企業などへ消費者教育講師等を派遣するとともに、様々な関係機関と連携した効果的な啓発活動を推進します。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数（小中学生、高校生、大学生等）：4,311名（51回） ・教員向け消費者教育講座（オンデマンド配信）：申込校数71校、参加者数143名（再掲）	・若者への消費者契約の基礎知識の習得や、消費者被害の手口等に関する啓発を図るため、学校等を対象とした消費者教育講師の派遣や教員を対象とした消費者教育講座を実施した。 ・今後も様々な関係機関等と連携しながら若年層への消費者教育を推進していく。	継続
イ	大学等と連携した相談・救済等	生活文化課 消費生活センター	消費者被害に遭った学生が迅速に救済されるよう、大学の学生相談室等と連携した相談対応や情報提供を行います。	・消費者教育講師派遣事業の受講者数（大学生）：2,081名（14回）	社会経験の少ない若年者が自立した消費者として判断・行動できる力を養うため、大学へ消費者教育講師等を派遣して講座を開催し被害防止に努めた。	継続

④外国人への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	外国語による情報提供	消費生活センター	外国人の消費者被害を未然に防止するため、様々な団体と連携し、外国語による情報提供を行います。	・外国人向けやさしい日本語による消費生活相談のリーフレットの作成及び複数の外国語（作成言語：英語、中国語、タイ語、ポルトガル語、ベトナム語）による消費生活相談の案内のHP掲載	複数の外国語による消費生活相談の案内のHP掲載や外国人相談センター（公益財団法人茨城県国際交流協会）と連携し外国人に向けた情報発信を行うことができた。	継続
イ	外国語による相談・救済	消費生活センター 多様性社会推進課	消費者被害に遭った外国人が迅速に救済されるよう、公益財団法人茨城県国際交流協会と連携し、外国語による相談対応を行います。	・外国人相談センター（公益財団法人茨城県国際交流協会）の相談リーダーを講師に招いて市町村相談員等を対象とした研修会（WEB）を開催し、外国人の相談対応に係る消費生活センターと外国人相談センターとの連携等について情報交換・意見交換 （実務研修会（第2回） 市町村受講者数：35名）	・外国人相談センター（公益財団法人茨城県国際交流協会）との消費生活相談に係る連携について、研修会等により強化を図るとともに、リーフレット及びHP等への掲載により、県民への周知及び活用の促進に努めた。	継続

（2）高度情報通信社会への対応

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催（再掲）	消費生活センター	消費生活相談員の相談対応能力の向上を図るため、少人数による最新の消費者問題に関する事例研究や、専門家を講師とした専門分野別研修などを行います。（再掲）	・レベルアップ研修会（少人数での相談事例研修会）：27名（1回） ・スキルアップ研修会（専門家を講師とした専門分野別研修会）：311名（4回）	毎年、多くの市町村消費生活相談員等が研修を受講し、様々な専門分野についての知識を深め、また、実践的な事例研究や相談員同士の情報交換・意見交換を活発に行い、相談対応能力の向上に役立った。	変更 「消費生活相談員向け研修の充実」
イ	高度で専門的な相談への対応（再掲）	消費生活センター	弁護士や一級建築士、情報通信サービスの専門家との連携により、金融取引や住宅リフォーム、インターネット関係など専門知識を必要とする消費生活相談への対応を行います。（再掲）	・法律的運用、解釈に関する法律相談（月2回）：79件 ・建築物の設計、構造に関する相談（月1回）：5件 ・デジタルコンテンツやインターネットに関する相談・研修（年4回）：相談4件、研修参加者280名	弁護士、一級建築士等の専門家との連携により、法律、建築、デジタルサービス等の高度で専門的な知識を必要とする消費生活相談についても適切に対応することができた。	削除 （外部の無料専門相談窓口の活用）
ウ	消費者被害情報等の収集・発信（再掲）	生活文化課 消費生活センター	県内の消費者被害情報のほか、消費者庁や他の都道府県との情報交換により、消費者被害情報や製品事故情報等を把握し、消費者へ迅速に情報を発信します。（再掲）	○各種媒体を活用した情報発信回数 ・メールマガジン：25回 ・ラジオ放送：111回 ・SNS（X等）：214回 （再掲）	・県内外の消費者被害や製品事故情報を収集し、メールやラジオ、SNS等多様な媒体を活用して継続的に発信し、迅速な情報提供体制の維持・強化に努めた。引き続き、各種媒体を効果的に活用し、緊急性の高い情報の速やかな共有に取り組む。	継続

5 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

現在の便利で快適な消費生活は、一方で、自然環境や生産現場などに負荷を与えています。SDGsの12 番目の目標「つくる責任 つかう責任」等の視点に立ち、消費者の消費活動自体が未来に向けた投資であるとの意識のもと、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費等に関する取組を進めていきます。

(1)エシカル消費の推進

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	エシカル消費の普及啓発(再掲)	生活文化課	人や社会、環境に配慮して消費者自ら考える消費行動であるエシカル消費を推進するため、ホームページでの情報発信やイベントでの周知等を行います。(再掲)	・エシカル消費の認知度:32.4%(R7年度 県ネットモニター調査) ・特設ウェブサイト「エシカルいばらき」にて、エシカル消費に取り組む団体等を紹介(3件) ・エシカル度チェックキャンペーンをR7.7、R7.10、R7.12の計3回実施(4,147名) (再掲)	・ウェブサイトでの情報発信やキャンペーン、講演会等を通じて継続的に啓発を実施し、認知度は上昇傾向を示したが、変動も見られるため取組の工夫が引き続き必要である。	継続
イ	いばらきエコスタイルの推進(再掲)	環境政策課	職場や家庭における一人ひとりの自主的かつ積極的な地球温暖化対策の取組みをさらに進めるため、県民運動「いばらきエコスタイル」として年間を通して普及啓発を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。(再掲)	・冬のCO2削減キャンペーンの実施(R7.12.1～R8.3.6) ・いばらきエコスタイルの普及啓発(パンフレット、ポスターを配布:R7.11月) ・デジタルサイネージ広告の掲載(R7.12.1～R8.2.27)	・計画期間中、毎年キャンペーンを実施し、家庭における省エネ等の取組を促進した。 ・いばらきエコスタイルの普及啓発については、キャンペーンや再生可能エネルギー導入啓発、環境問題の意識啓発等に係るパンフレットを作成・配布した。	削除 (他計画で実施)
ウ	フードロス削減の推進	環境政策課 資源循環推進課	「いばらきフードロス削減プロジェクト」により、民間事業者と連携し、賞味期限間近の食品等を消費する意向がある消費者や事業者へ提供するほか、フードバンクへ食品を提供する等、食品の活用を促進します。 また、県民や事業者等による主体的な食品ロスの削減を促進するため、民間事業者の協力による普及啓発の展開など、幅広い主体との連携を図ります。	・「いばらきフードロス削減プロジェクト」により民間事業者等と連携して削減したフードロスの量:約100トン ・いばらき食べきり協力店登録店舗数:148店(R8.4.1時点) ・食品業界と連携した取組として、「いばらきフードロス削減取組宣言」の募集を開始(登録事業所数:905事業所)するとともに、「いばらきフードドライブキャンペーン」を10～11月にかけて開催した。	・本県における食品ロス削減を図るため、事業者と連携した「てまえどり」や「いばらき食べきり協力店」をはじめとした普及啓発を展開した。また家庭における県民の行動変容を促すためのキャンペーンを実施するなどし、食品ロス削減を推進した。 ・「いばらきフードロス削減プロジェクト」により民間事業者等と連携して削減したフードロスの量:約305トン	削除 (他計画で実施)
エ	エコ・ショップ認定制度の普及促進	資源循環推進課	環境にやさしい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取組んでいる小売店舗をエコ・ショップとして認定します。	・エコ・ショップの認定店舗件数:累計390店舗	市町村と連携し、環境にやさしい商品の販売や、リサイクル活動に積極的に取組んでいる小売店舗をエコ・ショップとして認定することで、県内における3R促進を図った。	削除 (他計画で実施)
オ	消費者志向経営の推進(再掲)	生活文化課	消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進するため、事業者と消費者、行政等が連携した取組を推進します。(再掲)	・県内の消費者志向経営自主宣言事業者数:8社(R8.5月末時点) (再掲)	・消費者志向経営の推進のために、周知啓発や講演動画の活用等により基盤整備を進めることができた。 ・引き続き、事業者団体等に対し、消費者庁の取組の紹介や事業者への説明など、取組事業者の増加を目指す。	継続

◇関連施策◇

1　安全・安心な消費生活の確保

（1）商品・サービスの安全性の確保

○商品・サービスの安全性の確保

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	電気製品の安全性の確保	消防安全課	電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため、市町村と連携しながら、電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。	・電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査件数：127件	市町村と連携しながら、電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査を実施することができた。	継続
イ	ガス消費機器の安全性の確保	消防安全課	ガス消費機器による事故を未然に防止するため、市町村と連携しながら、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。	・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売店等への立入検査件数 ガス事業法：34件 液化石油ガス法：78件	市町村と連携しながら、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売店等への立入検査を実施することができた。	継続
ウ	家庭用品の安全性の確保	薬務課	家庭用品に含まれるホルムアルデヒドなど人体に有害な物質による健康被害を未然に防止するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、商品の試買検査を実施します。	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買検査件数：108件	家庭用品に係る試買検査については、計画的に実施し、人体に有害な物質による健康被害の未然防止に寄与した。検査件数については業務負担の平準化等を踏まえ、150件（R5）から108件（R6）に見直しを行ったものの、効率的な実施体制のもとで必要な監視機能を維持している。	継続
エ	医薬品等の安全性の確保	薬務課	医薬品等の品質確保を図るため、医薬品医療機器等法及び関係法令に基づき、薬局や医薬品販売業者に対する立入検査を実施します。	・医薬品医療機器等法及び関係法令に基づく薬局・医薬品販売事業者への立入検査件数：1,572件	医薬品販売業者等に対する立入検査については、保健所が定める監視計画に基づき着実に実施しており、医薬品の品質及び安全性の確保に必要な監視体制が適切に維持されている。	継続
オ	医薬品の正しい知識の普及啓発	薬務課	医薬品の正しい知識の普及啓発を促進するため、高齢者クラブなどが行う健康教室への薬剤師派遣や、「くすりの相談室」の開設による消費者からの相談対応を行います。	・「くすりの相談室」における消費者からの相談対応件数：1,327件	医薬品の適正使用に向けた普及啓発として、「くすりの相談室」の運営や薬剤師の専門性を活かした相談対応を継続して実施し、多くの県民からの相談に対応することで、医薬品に関する正しい知識の普及と安全な使用の推進に寄与した。	継続
カ	生活衛生関係営業施設に対する監視・指導	生活衛生課	生活衛生関係営業施設（旅館、理美容施設、クリーニング店、公衆浴場等）における健康被害の未然防止や衛生水準の確保を図るため、関係法令に基づき、立入検査を実施します。	・関係法令に基づく生活衛生関係営業施設への立入検査件数：2,364件	県内の生活衛生関係施設に対して、監視指導計画に基づき、環境衛生監視員による効率的、効果的な監視を実施した結果、施設衛生の向上を図ることができた。	継続

キ	貸金業者に対する指導・監督	産業政策課	消費者の利益保護と貸金業務の適正な運営を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者に対する立入検査を実施します。	・貸金業法に基づく立入検査件数:1件	貸金業法に基づき、定期的な立入検査等による指導監督を行い、貸金業務の適正な運営を確保するとともに、資金需要者等の利益保護を図った。	継続
ク	宅地建物取引業者に対する指導・監督	建築指導課	消費者の利益保護と宅地建物取引業務の適正な運営を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者に対する立入検査等を実施します。	・宅地建物取引業者に対する立入調査件数:89件	立入調査により、消費者の利益保護及び宅地建物取引業務の適正な運営が図られた。	継続
ケ	建築物の安全性の確保	建築指導課	建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づき、建築確認審査を行うとともに、中間検査及び完了検査を行います。 また、定期的に建築パトロールを実施し、違反建築物の防止に努めます。	・建築物の完了検査率:93.9% ※完了検査率 ＝ 当該年度における検査済証交付件数／当該年度における確認件数	建築パトロール等の実施により、完了検査率は高い水準を維持しながら推移している。本計画実施による完了検査率は、計画前年度比6.8ポイント増の93.9%となった(R3:87.1%→R7:93.9%)。	削除 (他計画で実施)
コ	リフォーム被害の未然防止	住宅課	リフォーム被害を未然に防止するため、リフォーム相談窓口の開設や定期相談会の実施、住宅耐震・リフォームアドバイザーの派遣を行います。 ※住宅耐震・リフォームアドバイザー:建築物の耐震改修やリフォーム工事についてのアドバイスや相談対応等を行う。	・住宅耐震・リフォームアドバイザーの派遣回数:R7通年実績9回 ・相談会の相談件数:R7通年実績39件	住宅のリフォームに関して、県民からの相談対応や要請のあった方へのアドバイザー派遣を実施するなどし、県民のリフォームに対する不安や疑問を解消することでリフォーム被害の未然防止に寄与した。	継続

○食品等の安全性の確保

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	食品営業施設等への監視・指導の強化	生活衛生課	食品等の安全性を確保するため、食品衛生法及び関係法令に基づき、食品営業施設等に対する監視・指導を実施します。	・食品衛生法及び関係法令に基づく営業施設等への監視・指導件数:14,980件	県内の食品営業関係施設に対して、茨城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員による効率的、効果的な監視を実施した結果、施設衛生の向上を図ることができた。	削除 (他計画で実施)
イ	食品等の試験検査等の充実強化	生活衛生課	流通する食品等の安全性を確保するため、食品衛生法及び関係法令に基づき、農産物の残留農薬検査等の試験検査を実施します。	・食品の試験検査検査検体数:3,377検体 ※検査数には食肉を含むため、下記ウと一部重複する	茨城県食品衛生監視指導計画に基づき、試験検査事業を実施した結果、流通する食品の安全性の確保を図ることができた。	削除 (他計画で実施)
ウ	食肉の安全な流通の確保	生活衛生課	食肉の安全な流通を確保するため、と畜場及び食鳥処理場における検査等を実施します。	・と畜場及び食鳥処理場における検査数 牛:29,875頭 豚:1,057,714頭 鶏:22,413,654羽	と畜場及び食鳥処理場においてと畜検査員および食鳥検査員による適切な検査を実施することで、食肉の安全な流通を確保することができた。	削除 (他計画で実施)

エ	輸入食品の安全性の確保	生活衛生課	輸入食品の安全性を確保するため、食品衛生法及び茨城県食の安全・安心推進条例に基づき、県内に流通する輸入食品の試験検査等を実施します。	・食品衛生法及び食の安全・安心推進条例に基づく輸入食品の検査検体数：333検体	茨城県食品衛生監視指導計画に基づき、試験検査事業を実施した結果、流通する食品の安全性の確保を図ることができた。	削除 （他計画で実施）
オ	ハサップシステムの導入促進	生活衛生課	食品営業者の自主衛生管理体制の強化を図るため、いばらきハサップ（HACCP）認証制度により、ハサップシステムの導入を促進します。	・いばらきハサップ：累計認証109件（令和7年度新規認定なし） ・食協ハサップ：累計524施設（令和7年度新規認定なし）	いばらきハサップ認証制度を活用することで、営業施設のハサップシステム導入を促進したため、食品営業者の自主衛生管理体制を強化することができた。	削除 （他計画で実施）
カ	環境にやさしい農業の推進	農業技術課	安全・安心な農産物の安定供給を図るため、化学肥料や化学合成農薬の使用量を5割以上削減して生産される農産物（特別栽培農産物）や有機農産物等の生産拡大を進めます。	・環境保全型農業直接支払事業の取組面積：548ha	特別栽培農産物の取組（化学肥料・化学合成農薬5割以上削減）や有機農業を支援した結果、環境保全型農業直接支払事業の取組面積は増加傾向にある。特に有機農業の取組面積は拡大している。引き続き、市町村等と連携し、当該事業についての周知及び推進活動に取り組んでいく。	削除 （他計画で実施）
キ	GAPによる適正な生産管理の普及促進	農業技術課	農産物の安全性や品質を確保するため、GAPやトレーサビリティの取組の推進を図り、農薬の適正使用など農産物の生産管理やリスク管理を促進します。	・国際水準のGAP認証の取得件数 ASIAGAP：9件 JGAP：112件	GAP認証取得支援や啓発セミナー等を実施した結果、国際水準GAP認証取得件数は増加傾向にある。引き続き、GAPの取組によって農産物の安全性確保や環境保全のための生産管理やリスク管理を推進していく。	削除 （他計画で実施）
ク	健康食品等による健康被害の未然防止	薬務課	一部の健康食品等による健康被害を未然に防止するため、試買検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止を図ります。	・健康食品等の試買検査件数：36件	試買検査を通じて、医薬品成分が配合された健康食品（無承認無許可医薬品）等の流通防止を図るなど、消費者の健康被害防止に向けた取組を着実に実施した。	削除 （他計画で実施）
ケ	水産物の安全な生産体制の確保	漁政課	水産物の安全な生産体制を確保するため、水産物卸売市場等での衛生管理体制の強化や水産用医薬品等の適正使用の徹底、貝毒及び放射性物質の検査等を実施します。	・貝毒検査の実施件数：21回 ・放射性物質検査件数：1，840検体	計画期間中の取組状況については下記の通り ・貝毒検査の実施件数：計84回 （R4：25回、R5：17回、R6：21回、R7：21回） ・放射性物質検査件数：計5，911検体 （R4：1,176検体、R5：1,342検体、R6：1,553検体、R7：1,840回）	削除 （他計画で実施）
コ	食の安全・安心意見交換会の開催	生活衛生課	食の安全・安心に関する正確な情報の共有化を図るため、消費者、事業者及び行政による食の安全・安心意見交換会（リスクコミュニケーション）を県内各地で開催します。	・食の安全・安心意見交換会の参加者数：86名	・県内各地において、食の安全・安心意見交換会を開催し、正確な情報の共有化を図り、消費者、生産者、営業者及び行政の相互理解を促進することができた。	削除 （他計画で実施）
サ	ホームページによる情報発信	生活衛生課	消費者の食の安全に対する不安を解消するため、県ホームページを活用し、残留農薬や遺伝子組換食品、食中毒など食の安全に関する情報を消費者に分かりやすく提供します。	・食の安全に関する情報について、ホームページで随時発信した	県ホームページにおいて、残留農薬や遺伝子組換食品、食中毒などの食の安全に関する情報を分かりやすく随時発信することで、消費者が抱える食の安全に対する不安を解消することができた。	削除 （他計画で実施）

(2)規格・表示の適正化

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	食品の表示及び情報伝達の適正化	生活衛生課	食品の表示及び情報伝達の適正化を図るため、アレルゲン等食品の安全に関する表示事項、食品の品質に関する表示事項及び保健に関する表示事項を規定した「食品表示基準」並びに消費者に対する米穀等の産地伝達を規定した「米トレーサビリティ法」に基づき、不適切な事案に対する是正指導を行うとともに、事業者の自主的な取組を支援するため、食品適正表示推進員を養成します。	・食品適正表示推進員の養成者数：28名 ※累計2,278名 ・食品表示ガイドブックの作成・配布：2,500部作成	・県内の食品売り場の責任者や食品製造事業者等を対象に食品適正表示推進員の養成講習会を実施し、自主的な食品表示への取り組みの支援ができた。 ・食品表示ガイドを作成し、関係機関へ配布するとともに、食品表示講習会や巡回調査等において積極的に活用した結果、現場での理解が深まり、適正な食品表示の実施・改善の促進につながった。	削除 （他計画で実施）
イ	食品表示相談ダイヤル制度・食品表示	生活衛生課	食品表示相談ダイヤル制度を活用し、消費者による食品表示チェック体制を推進します。	・食品表示相談ダイヤルによる相談件数、通報件数 相談件数：261件　通報件数：27件	・県内食品製造事業者及び消費者等からの食品表示相談に対応し、食品表示の適正化を推進する事ができた。	削除 （他計画で実施）
ウ	計量の適正化	計量検定所	適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき、取引または証明における計量を行う事業所等に対する立入検査を実施します。	・計量法に基づく事業所等への立入検査件数 商品量目：73件 燃料油メーター：102件 石油ガスメーター：23件 ※権限移譲等による市町村及び計量法施行令に定める特定市（水戸市、日立市、つくば市）実施分を含む	特に燃料油メーター検査（主にガソリンスタンド）において、有効期限切れのものがあった事業者に対して、検定を受検するよう指導することにより、事業者における適正な計量の実施の確保を図ることができた。	削除 （計量法に基づき検査実施・県HPで公表）

(3)事業者指導の実施

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	悪質事業者に対する取締強化	警察本部生活環境課	消費者被害の拡大を防止するため、関係部局との連携を図り、特定商取引法など各種法令に違反する悪質事業者の取締を強化します。	○各種法令違反事業者の検挙件数 ・特定商取引法違反：8件 ・不正競争防止法違反：2件 ・商標法違反：7件 ・著作権法違反：5件 ※警察の統計に合わせて暦年	○各種法令違反事業者の検挙件数 ・R4　出資法5件、貸金業法1件、特商法1件、商標法1件、著作権法3件 ・R5　出資法24件、貸金業法1件、不競法2件、特商法1件、著作権法1件 ・R6　金商法1件、出資法2件、商標法2件、特許法1件 ・R7　特商法8件、不競法2件、商標法7件、著作権法5件　（※警察の統計に合わせて暦年） 等、期間中悪質な事案に重点を置いた取締りを実施した。	継続
イ	悪質なサイト運営者に対する取締強化	警察本部サイバー企画課	フィッシングや詐欺サイト、偽サイトによる被害を防ぐため、悪質なサイトの監視を強化して、運営者に対する取締りを推進します。	・サイバー犯罪の相談件数 2,929件の相談を受理した。 ・警告表示対策実施件数 79,312件の偽サイト対策を実施した。 ※警察の統計に合わせて暦年	・サイバー犯罪の相談件数 R4：3,789件、R5：3,258件、R6：3,105件、R7：2,929件と減少傾向である。 ・警告表示対策実施件数 R4：2,854件、R5：40,313件、R6：42,663件、R7：79,312件と対策を強化している。 ・サイバー犯罪相談には、フィッシングや詐欺サイト、偽サイトによる被害相談が引き続き寄せられていることから、悪質なサイトの監視を強化して、警告表示の実施及び運営者に対する取締りを推進する。	継続

3 消費者の自立の支援

(3)消費者教育の充実強化

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	授業等における消費者教育の充実	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 私学振興室	消費者教育を「学校教育指導方針」に位置付け、その趣旨等の周知を図るとともに、学習指導要領等に基づき、小・中学校、高校、特別支援学校等において発達段階を踏まえた消費者教育を推進します。	・小学校:家庭科の授業において、消費者の役割や身近な物の選び方について、自分や家族の生活と結び付けながら、具体的に検討する活動を取り入れた。 ・中学校:家庭科の授業において、想定しやすい具体的な消費生活の場面や消費者被害を取り上げ、実生活と関連付けながら行った。また、身近な消費行動を振り返り、消費者としての自覚がもてるよう、授業の工夫・改善を図った。 ・高等学校においては、家庭科の授業を中心に、生徒が主体的に消費生活に必要な情報を収集し、状況に応じた適切な消費行動が実践できるよう、学習指導の充実を図った。 ・県立特別支援学校小学部・中学部・高等部では、発達段階に応じて生活科・社会科・家庭科の授業を中心に消費生活における具体的な場面を設定するなど、実生活と関連付けながら一人一人の実態に応じた学習を実施した。 ・私立学校に対する経常費補助金の配分項目に「消費者教育・金融教育に関する取組」を設定し、授業等において、消費者教育を実施した学校に対して、補助金を手厚く配分。私立学校における消費者教育の充実を推進した。(R7年度の消費者教育実施校数(小中高):38校/46校)。	・小学校の家庭科の授業では、消費者の役割や身近な物の選び方について、自分や家族の生活と結び付けながら具体的に検討する活動を取り入れるなどしたことで、児童が消費者としての自覚をもつことができた。 ・中学校の家庭科の授業では、具体的な消費生活の場面や消費者被害を取り上げ、生徒の実生活と関連付けた学習を行うことで、消費者としての自覚を高めることができた。 ・特別支援学校においては、学習指導要領に基づき発達段階及び特性に応じ、実生活と関連付けた授業を展開している。茨城県消費生活センター主催出前講座「大好き いばらき 安全 安心くらしのセミナー」については、毎年活用している。令和7年度の活用状況は、5校で高等部180名の参加であった。 ・私立学校に対する経常費補助金の配分項目に「消費者教育・金融教育に関する取組」を設定し、授業等において、消費者教育を実施した学校に対して、補助金を手厚く配分。私立学校における消費者教育の充実を推進した。	修正 「学習指導要領に基づく消費者教育の推進」
イ	食生活に関する知識の普及啓発	健康推進課	茨城県食育推進計画(第4次健康いばらき21プラン)に基づき、保育・教育関係者、保健医療関係者、農林漁業関係者、ボランティアなどの様々な団体と連携し、望ましい食生活に関する知識の普及啓発を図ります。	○民間企業等と連携した減塩・野菜摂取啓発活動:23企業5団体2学校と連携 ・県内のスーパーと連携した適塩・野菜たっぷり弁当の開発・販売 ・県内のスーパーや公共機関等に適塩・野菜たっぷりレシピのリーフレットを設置 ・県庁生協食堂カフェテリアひばりにおける適塩・野菜たっぷりランチの提供 ・イベントにおけるベジチェックを活用した野菜摂取啓発活動 ○適塩メニューや野菜たっぷりメニューを提供する飲食店等を指定し、外食でも減塩・野菜摂取に取り組みやすい食環境を整備 ・美味しおスタイル指定店等:557店舗 ・いばベジスタイル指定店等:21店舗 ○各種研修会等を通じた食育の普及啓発:4回 ・栄養団体等への食育研修会、県政出前講座等	・民間企業等との連携や、飲食店等の指定を通じて、県民の減塩及び野菜摂取量増加の意識醸成、減塩及び野菜摂取量増加に取り組みやすい環境の整備を図った。 ・各種研修会等を通じて、望ましい食生活に関する知識の普及啓発を図った。	削除 (他計画で実施)

ウ	児童生徒の食育の推進	保健体育課	児童生徒が食に関する知識を習得し、自らの判断で食を正しく選択し、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、学校給食等を活用した食に関する指導の推進を図ります。 その中で、地域の食文化や生産・流通・消費の仕組み、農林水産物に関する知識を習得する機会として、学校給食における地域の農林水産物の活用促進を図ります。	・R7本県で開催した全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会にて、地場産物活用取組についてのパネル展示や分科会研究発表を通した、県内外の学校給食関係者に対する普及・啓発 ・つくろう料理コンテストの開催による児童生徒等に対する普及・啓発 ・学校給食における地場産物活用率50%を超える市町村の割合（調理場を有する43市町村）：100%（43／43市町村）	・研修会を通し、学校給食における地場産物の活用について普及・啓発を行った。 ・地場産物を活用した「つくろう料理コンテスト」を実施し、児童生徒等に対し参加を呼びかけ、取組を通して食育の推進に努めた。 ・市町村担当者や栄養教諭等に対し、研修会など様々な機会で地場産物の活用を働きかけたことにより、関係者の地場産物活用への意識が向上し、学校給食における地場産物活用率50%を超える市町村の割合（調理場を有する43市町村）がR7年度100%を達成した。	削除 （他計画で実施）
エ	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	青少年家庭課	青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、青少年や保護者等に対して、インターネットの特性やその対処方法、情報モラルとその必要性等を学ぶ機会を提供する取組を促進します。	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は173回となった。 ・指導員の資質向上のため、フォローアップ研修会を年3回実施した。 ・指導員同士の交流を図り、指導力の向上に努めた。	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は644回となった。 ・年々、開催数や受講者数が増加傾向にあり、メディア教育に対する関心の高まりが見られる。	継続

4　多様化・複雑化する消費者問題への対応

（1）消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援

③若年者への支援

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進（再掲）	青少年家庭課	青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、青少年や保護者等に対して、インターネットの特性やその対処方法、情報モラルとその必要性等を学ぶ機会を提供する取組を促進します。（再掲）	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は173回となった。 ・指導員の資質向上のため、フォローアップ研修会を年3回実施した。 ・指導員同士の交流を図り、指導力の向上に努めた。	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は644回となった。 ・年々、開催数や受講者数が増加傾向にあり、メディア教育に対する関心の高まりが見られる。	継続

(2)高度情報通信社会への対応

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進(再掲)	青少年家庭課	青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、青少年や保護者等に対して、インターネットの特性やその対処方法、情報モラルとその必要性等を学ぶ機会を提供する取組を促進します。(再掲)	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は173回となった。 ・指導員の資質向上のため、フォローアップ研修会を年3回実施した。 ・指導員同士の交流を図り、指導力の向上に努めた。	・関係機関と連携し、メディア教育の推進に取り組んだ。 ・メディア教育指導員の派遣回数は644回となった。 ・年々、開催数や受講者数が増加傾向にあり、メディア教育に対する関心の高まりが見られる。	継続
イ	重要なセキュリティ情報の提供	情報システム課	安全で快適にインターネットを利用するため、県のホームページにおいて、県民向けに各種セキュリティ情報を提供します。	・R7情報セキュリティポータルサイトへのアクセス件数:4210件	県ホームページを通じて県民向けにセキュリティ情報を提供し、安全なインターネット利用の啓発に取り組んだ。 継続的な情報発信により、一定の意識向上に寄与したものと考える。	削除
ウ	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における被害防止対策の推進	警察本部サイバー企画課	警察、県、国及び電気通信事業者で構成する「茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会」において、情報交換、広報啓発を促進し、県民のサイバー犯罪の被害を防止するための活動を推進します。	・学生対象CTFの開催 茨城県警察と茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会が連携し、サイバーセキュリティの意識向上を目的に、学生を対象としたCTFを開催した。 ※CTFとは、Capture The Flag の略で、コンピューター等に関する知識と技術を競う大会	・IPA「ひろげよう情報セキュリティコンクール」を後援し、茨城県警察選定作品、茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会選定作品の表彰を実施した。 ・受賞作品を中心に、サイバーセキュリティのイベント等に展示し広報啓発を実施した。	継続

5 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

○地球温暖化防止活動の推進

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中(R4～R7)の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	環境にやさしい企業の普及啓発	環境政策課 中小企業課	消費者が商品やサービスを購入する際の判断材料とするため、本県独自の「茨城エコ事業所登録制度」や環境省が創設した「エコアクション21」などに登録し、環境対策に取り組む企業を「環境にやさしい企業」として周知します。	・茨城エコ事業所登録制度の登録事業所数:40件(累計2,221件) ・エコアクション21の登録事業者数:99社 (事務局:茨城県中小企業団体中央会)	・茨城エコ事業所登録制度については、計画期間中158事業所の登録があり、事業所における環境にやさしい取組の裾野を広げることができた。 ・エコアクション21については、計画期間中12社の登録があり、環境にやさしい取組を進める事業所が増加した。	削除 (他計画で実施)
イ	いばらきエコチャレンジの推進	環境政策課	各家庭が行った省エネ行動を登録し、家庭での二酸化炭素排出量を見える化する仕組みにより、省エネ行動の意欲向上を図ります。	・いばらきエコチャレンジ事業への参加世帯数:80,277世帯	・計画期間中、28,002世帯の参加世帯があり、家庭における省エネ行動の意欲向上を図ることができた。	削除 (他計画で実施)

○循環型社会の形成

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	いばらきゼロエミッションの推進	資源循環推進課	循環型社会の実現を図るため、廃棄物の発生を可能な限り抑制（リデュース）し、廃棄物になったものは再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に循環的利用を行い、廃棄物を限りなく減らしていこうとする「いばらきゼロエミッション」を推進します。	・一人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量：924g（R6実績）	循環型社会の実現を図るため、ごみの3R推進やペットボトルの水平リサイクル、食品ロス削減等対策を実施することで「いばらきゼロエミッション」を推進した。	削除 （他計画で実施）
イ	茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進	資源循環推進課	リサイクル製品の利用拡大を図るため、県内で発生した循環資源を使用した製品を認定する茨城県リサイクル製品認定制度の普及を促進します。	・認定されたリサイクル製品数：11製品（R8.3末時点）	リサイクル製品の利用拡大を図るため、茨城県リサイクル製品認定制度をホームページ等で広報・啓発し、リサイクル製品の普及を促進した。	削除 （他計画で実施）

○水環境にやさしいライフスタイルの推進

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	下水道等の普及促進・合併処理浄化槽の設置促進	下水道課 農地整備課 環境対策課	台所や風呂などから排出される生活排水の適正処理を図るため、下水道・農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の設置を促進します。	・汚水処理人口普及率：89.0％（R6実績）	汚水処理人口普及率の向上のため、国の交付金等を積極的に活用するなど、各汚水処理の整備事業を着実に進めていくとともに、「生活排水ベストプラン」に基づき事業を進めた。	削除 （他計画で実施）
イ	各流域における水質浄化の取組の推進	環境対策課	各流域における清掃活動、水質浄化ポスター事業、食用廃油の回収等の取組を促進し、県内湖沼の環境保全に対する地域住民の意識高揚を図ります。	○霞ヶ浦問題協議会やクリーンアップひぬまネットワーク、牛久沼流域水質浄化対策協議会の活動を支援することで、水質浄化の意識啓発を図り、家庭における水質浄化の取組を促進した。 （参考：各団体の主な活動） ・各種イベント、団体窓口等における広報啓発活動 ・小中学生を対象とした水質浄化ポスターコンクール ・各団体構成市町村がそれぞれ事務局となっている家庭排水対策に関する協議会の運営支援　等	各流域における清掃活動、水質浄化ポスター事業、食用廃油の回収等の活動を支援し、県内湖沼の環境保全に対する地域住民の意識高揚を図り、家庭における水質浄化の取組を促進した。	削除 （他計画で実施）

○環境学習の推進

	施策名	担当課所	取組内容	R7取組状況	計画期間中（R4～R7）の取組状況の総括	第5次プランでの取扱い
ア	茨城県環境アドバイザーの派遣	環境政策課	地域における環境学習機会の拡充を図るため、学校や公民館等が行う環境学習会に専門家である環境アドバイザーを派遣します。	・地域、学校等への環境アドバイザーの派遣回数：93回	4年間で延べ376回のアドバイザーを派遣し、環境問題に関する県民の理解と実践活動の促進を図ることができた。	削除 （他計画で実施）
イ	環境学習・環境保全活動のリーダー養成	環境政策課	地域や各世代における環境保全活動の活性化を図るため、エコカレッジを開設し、環境学習・環境保全活動のリーダーを養成します。	・環境保全活動実践リーダーの養成者数：102人	4年間で合計425人が講座を修了し、地域や職場における環境保全活動のリーダーとなる人材を養成することができた。	削除 （他計画で実施）